

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月29日
【会社名】	日本アジア投資株式会社
【英訳名】	Japan Asia Investment Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 細窪 政
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
【電話番号】	03(3259)8518(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 下村 哲朗
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
【電話番号】	03(3259)8518(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 下村 哲朗
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 日本アジア投資株式会社西日本オフィス (大阪市西区江戸堀一丁目9番1号)

1【提出理由】

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

1. 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	JAIC ASIA CAPITAL PTE LTD
住所	3 Church Street, Level 25 Samsung Hub, Singapore
代表者の氏名	President 東 和雄
資本金の額	9百万シンガポールドル
事業の内容	ファンドの管理・運用

当社グループへの投資情報の提供及び投資先企業に対する経営支援活動

2. 当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	(異動前)	(異動後)
当社所有議決権の数	9,000,000	-
(うち間接保有分)	(9,000,000)	-
総株主等の議決権	9,000,000	-
総株主等の議決権に対する割合	100.0%	-
(うち間接保有分)	(100.0%)	-

3. 当該異動の理由及びその年月日

(1) 異動の理由

当該特定子会社は、当社の100%子会社であるJAIC ASIA HOLDINGS PTE LTDの傘下で、シンガポールにおいてライセンスを保有し、ファンドの管理・運用並びに、当社グループへの投資情報の提供及び投資先企業に対する経営支援活動を行っておりました。

当該ファンドの運営が終了しライセンスを維持する必要性が無くなったため、当該特定子会社を解散し清算することといたしました。

(2) 異動の年月日

平成25年6月6日より解散の手続きを開始し、現地の法律に従い必要な手続きが完了次第、清算終了し、特定子会社ではなくなる予定であります。

以上